

令和3年度山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 市長は、地域の安全及び安心の確保並びに生活環境の向上を図るため、地域の防災、防犯等の観点から周囲に対して危険性があり、使用されず、適正に管理されていない空き家を除却する工事を実施する当該空き家の所有者等に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「空き家」とは、居住を目的として建築又は使用され、現に人が居住していない建築物（これに附属する物置及び作業場を含み、長屋及び共同住宅を除く。）をいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次条の補助対象者が、次の各号のいずれにも該当する空き家（補助対象者が補助金の交付を受けようとする目的で故意に破損させたものを除く。以下「補助対象空き家」という。）を除却する工事であって、第5条に規定する事業者と契約を締結する工事とする。

- (1) 山形市内に存するもの
- (2) 木造又は鉄骨造であるもの
- (3) 当該建築物の過半が住宅として使用されていたものであるもの
- (4) 周囲に悪影響を及ぼしている又は及ぼすおそれがあるもの
- (5) 住宅の不良度の測定基準（別表）による評点の合計が100点以上であるもの
- (6) 建築物が複数人の共有である場合は、その共有者全員から当該建築物の除却についての同意を得られているもの
- (7) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であるもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者から除却についての同意を得られているときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

- (1) 第10条の規定による補助金の交付の決定前に着手した工事
- (2) 他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする工事
- (3) 建築物の一部を除却する工事

3 前2項の規定にかかわらず、特に市長が認めるものについては、補助対象工事とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する山形市の市税の滞納がない者(個人に限る。)とする。

(1) 補助対象空き家の登記事項証明書に所有者として登録されている者(未登記の場合は固定資産税課税台帳の納税義務者)

(2) 前号に規定する者の相続人

(3) その他市長が特に認める者

(補助対象工事に係る事業者)

第5条 補助対象工事に係る事業者は、建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた事業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた事業者とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 建築物の解体に要する工事費

(2) 建築物の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費

(3) 周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、建築物の解体に要する諸経費(家財道具、車両、機械等の処分費を除く。)

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、次のいずれか少ない方の額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に2分の1を乗じて得た額とし、100万円を上限とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助対象経費に10分の8を乗じて得た額

(2) 建築物1平方メートル当たりの除却工事費(木造建築物の場合は27,000円、非木造建築物の場合は39,000円を限度額とする。)に建築物の延床面積を乗じて得た

額

2 補助金の交付は、補助対象者一人につき1回の交付を限度とする。

(事前調査)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「交付申請者」という。)は、補助金の交付の申請をする前に、山形市老朽危険空き家除却補助事業事前調査申込書(別記様式第1号)に、登記事項証明書(未登記の場合は固定資産家屋証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書に係る課税資産の内訳)の写しを添付し、当該空き家が補助対象空き家に該当するか否かの調査を市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは調査を行い、その調査の結果を山形市老朽危険空き家除却補助事業事前調査結果通知書(別記様式第2号)により交付申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による申込みの期間は、市長が別に定める日から当該年度の10月末日までとする。

4 交付申請者は、当該空き家が補助対象空き家に該当したときは、第2項の規定による通知の送付があった日から起算して30日以内に次条の規定による補助金の交付申請を行わなければならない。

5 交付申請者は、災害、疾病等の正当な理由がなく前項の規定による期間を経過したときは、次条の規定による補助金の交付申請を行うことができない。

(補助金の交付申請)

第9条 交付申請者は、補助対象工事に着手する前に、規則第5条に規定する様式の規定にかかわらず、山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付申請書(兼)同意書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書(別記様式第4号)

(2) 第4条第2号に該当する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本

(3) 第4条第3号に該当する場合は、委任状(別記様式第5号)

(4) 工事計画書(別記様式第6号)

(5) 建築物の延床面積が確認できる床面積求積図等の書類

(6) 現況写真(建築物が老朽化し、危険な状況であると分かるもの)

(7) 工事見積書(内訳明細の付いたもの)

(8) 相続人の代表者が申請する場合は、他の相続人全員の同意書

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第7号）により交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、規則第7条第2項の規定により次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
- (2) 補助金の交付の決定の日の翌日から起算して60日を経過する日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに補助対象工事を完了すること。
- (3) 補助対象工事が完了した後の敷地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(工事の変更又は中止)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第7条第1項第1号の規定により補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は同項第2号の規定により補助対象工事を中止しようとするときは、あらかじめ山形市老朽危険空き家除却補助事業変更（中止）申請書（別記様式第8号）に変更又は中止の内容を示す書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定者に対し山形市老朽危険空き家除却補助事業変更（中止）承認（却下）通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

3 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、除却する建築物の変更を伴わない変更で、補助金の額が増加しないものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、規則第13条に規定する様式の規定にかかわらず、山形市老朽危険空き家除却補助事業実績報告書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象工事の工事写真（工事中及び工事完了後）
- (3) 補助対象工事に係る領収書の写し（内訳明細の付いたもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定により提出された実績の報告が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付額確定通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、補助金の交付に係る請求書を市長に提出しなければならない。

（書類の整備）

第16条 交付決定者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して10年間これを保管しなければならない。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年5月12日から施行する。

（準備行為）

- 2 この要綱の施行に必要な行為その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

住宅の不良度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高 評点			
1	構造一般の 程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎 が玉石であるもの	10	45			
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎 がないもの	20				
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25				
2	構造の腐朽 又は破損の 程度	(1) 基礎、 土台、柱 又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱 が腐朽し、又は破損しているもの等 小修理を要するもの	25	100			
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾 斜が著しいもの、はりが腐朽し、又 は破損しているもの、土台又は柱の 数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等 大修理を要するもの	50				
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破 損又は変形が著しく崩壊の危険のあ るもの	100				
		(2) 外壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の 剥落、腐朽又は破損により、下地の 露出しているもの	15				
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の 剥落、腐朽又は破損により、著しく 下地の露出しているもの又は壁体を 貫通する穴を生じているもの	25				
		(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はず れがあり、雨もりのあるもの	15				
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落がある もの、軒の裏板、たる木等が腐朽し たもの又は軒のたれ下ったもの	25				
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50				
		3	防火上又は 避難上の構 造の程度	(1) 外壁		ア 延焼のおそれのある外壁があるも の	10	30
						イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数 が三以上あるもの	20	
(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているも の			10				
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10			

住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）別表第1より

別記

様式第1号（第8条関係）

山形市老朽危険空き家除却補助事業事前調査申込書

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住所
氏名
連絡先

私は、山形市老朽危険空き家除却補助事業により、次の建物について調査を申し込みます。
なお、物件について、立入り等の調査を行うことを承諾します。

1 建築物所在地（地番）	山形市
2 添付書類	登記事項証明書（未登記の場合は固定資産家屋証明書又は 固定資産税・都市計画税納税通知書に係る課税資産の内訳） の写し

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市老朽危険空き家除却補助事業事前調査結果通知書

年 月 日付で申込みがあった見出しの事業の調査について、補助対象空き家に
(該当する・該当しない) と判定されましたので、次のとおり結果を通知します。

1 建築物所在地	山形市
2 該当する場合の補助金の申請手続	この通知の送付があった日から起算して30日以内に補助金の交付申請を行ってください。正当な理由がなくこの期間を経過したときは、補助金の交付申請ができない場合があります。
3 該当しない場合はその理由	

様式第3号（第9条関係）

山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付申請書（兼）同意書

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住所

氏名

電話番号

山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金の交付を受けたいので、山形市補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、申請に当たり、申請者の山形市の市税に係る滞納状況について、山形市が調査及び確認することに同意します。

1 建築物所在地（地番）	山形市
2 建築物所有者	氏名 住所
3 申請者区分	<input type="checkbox"/> (1) 補助対象空き家の所有者 <input type="checkbox"/> (2) (1)に掲げる者の相続人 <input type="checkbox"/> (3) その他市長が特に認める者
4 補助金交付申請額	円
5 添付書類	(1) 誓約書（別記様式第4号） (2) 所有者の戸籍謄本又は除籍謄本（3申請者区分(2)に該当する場合） (3) 委任状（3申請者区分(3)に該当する場合）（別記様式第5号） (4) 工事計画書（別記様式第6号） (5) 建築物の延床面積が確認できる床面積求積図等の書類 (6) 現況写真（建築物が老朽化し、危険な状況であると分かるもの） (7) 工事見積書（内訳明細の付いたもの） (8) 相続人の代表者が申請する場合は、他の相続人全員の同意書 (9) その他の書類 ()

誓 約 書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所

氏 名

（自 署）

私は、山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金の交付を申請するに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 補助対象空き家に係る紛争等が生じた場合、責任をもって解決し、山形市に対して一切の損害を与えないこと。
- 2 補助対象空き家の除却工事に係る法令を遵守すること。
- 3 補助対象空き家の存した敷地を補助対象工事の完了後も所有する場合は、管理不全とならないよう自己の責任において適正に管理すること。
- 4 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）に規定される暴力団又は暴力団員ではないこと。また、それらと関係を有する者でもないこと。

様式第5号（第9条関係）

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、山形市老朽危険空き家除却補助事業による補助金交付の手續に関する一切の権限を委任します。

記

建築物の所在地 山形市 _____

代理人の住所 _____

代理人の氏名 _____

代理人の連絡先 電話番号 _____

年 月 日

委任者 住所 _____

氏名 _____ (印)

第 号

年 月 日

様

山形市長

印

山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付で交付申請のあった山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 決定内容

交付 ・ 却下

2 交付決定額（交付の場合）

円

3 建築物の所在地

山形市

4 条件等

- (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則を遵守してください。
- (2) 補助金の交付の決定の日の翌日から起算して60日を経過する日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに補助対象工事を完了してください。
- (3) 補助対象工事の完了後は、完了の日から起算して30日を経過する日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- (4) 補助対象工事が完了した後の敷地は、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めてください。
- (5) 会計実地検査等を受けることがありますので、関係書類を補助対象工事の完了日が属する年度の翌年度から起算して10年間は、整理・保存してください。

5 却下の場合はその理由

山形市老朽危険空き家除却補助事業変更（中止）申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住所
氏名
電話番号

申請により交付決定を受けた山形市老朽危険空き家除却補助事業について、次のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて申請します。

1 交付決定日・番号	年 月 日 第 号
2 空き家所在地（地番）	山形市
3 変更（中止）の内容	
4 変更（中止）の理由	
5 添付書類	(1) 変更内容の分かる書類 (2) 補助対象工事に要する費用に係る変更見積書 (変更内容が費用に関する場合) (3) その他の書類 ()

様式第9号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市老朽危険空き家除却補助事業変更（中止）承認（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった山形市老朽危険空き家除却補助事業変更（中止）申請について、下記のとおり承認・却下しましたので通知します。

記

- 1 当初交付年月日・番号
年 月 日 第 号
- 2 当初交付決定額
円
- 3 変更交付決定額
円
- 4 空き家の所在地
山形市
- 5 条件等（却下した場合はその理由）

山形市老朽危険空き家除却補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）山形市長

交付決定者 住所
氏名
電話番号

補助対象工事が完了しましたので、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定日・番号	年 月 日 第 号
2 空き家所在地（地番）	山形市
3 補助金交付決定額	円
4 補助対象工事完了年月日	年 月 日
5 添付書類	(1) 補助対象工事に係る工事請負契約書又は請書の写し (2) 補助対象工事の工事写真（工事中及び工事完了後） (3) 補助対象工事に係る領収書の写し （内訳明細の付いたもの） (4) その他の書類 （ ）

様式第11号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

山形市長

印

山形市老朽危険空き家除却補助事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出がありましたみだしの補助金に係る実績報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められますので、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号）第14条の規定により下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

補助金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 備考